

消セ 第1637号
令和5年3月6日

各高等学校 校長 様

大阪府消費生活センター所長

若者向け啓発リーフレット「こんな時は消費者ホットラインに電話しよう！」
の配付に係る協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

成年年齢引下げに伴い、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。正しい知識を持って、被害を未然に防ぐことが重要ですが、もし消費者トラブルにあってしまった場合には迷わずに相談することが大切です。

この度、若者に多いトラブル事例をとりあげながら、「消費者ホットライン」や「消費生活センター」の周知を図ることを目的とした標記リーフレットを作成いたしました。イラストや事例形式でわかりやすく紹介していますので、全生徒に配布していただきますようお願いいたします。

また、配付にあたっては裏面の資料も御参考にしていただけますと幸いです。

なお、送付枚数は令和4年度の貴校全生徒数を参考にしていますので、不足がある場合は、担当までお知らせください。余部がある場合には、教職員の皆さんにも配付いただけますと幸いです。（40枚ごとに合紙を入れています。）

担 当: 大阪府消費生活センター 吉田、 <u>上原</u> 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階 電 話 : 06-6612-7500 F A X : 06-6612-0090
--

（裏面も御覧ください。）

5分で解説!

「こんな時は消費者ホットラインに電話しよう!」リーフレットについて



(教員)

皆さんは、18歳から成年になると知っていましたか?



(生徒)

「知っている!」「もうすぐ成年だ!」

【成年年齢の引き下げについて】

2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられました。

皆さんは18歳から“大人”になり、様々な契約が保護者などの同意がなくても一人でできるようになります。

一方で、責任も生じるので、**契約をするときは、本当に必要な契約かよく考え、周りの人の意見も聞いて慎重に行うことが大切になります。**



(教員)

【若者に多いトラブルについて】

よく考えずに契約をしてしまうと、「簡単に稼げる”アルバイト”と思って登録したら、高額なお金を請求され支払ってしまった」「長期契約の解約で高額な解約手数料を請求された」等、様々な消費者トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

【相談窓口について】

正しい知識を持って、トラブルに巻き込まれないようにすることが大切ですが、万が一トラブルに巻き込まれたときに相談できる窓口が、**消費者ホットライン188番**です。「いやや」で覚えましょう!

電話をすると、地域の消費生活センター等の相談窓口を案内してもらえます。相談窓口では、契約に関する専門知識を持った消費生活相談員が相談内容を聴き取り、問題解決に向けたアドバイス等を行っています。

困ったときは、一人で悩まずに、消費者ホットライン188番へ電話しましょう!

(相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。)

こちらの内容もお伝えください。

リーフレットの裏面下部に、「若者向け情報サイト」と「理解度チェック」へアクセスできるQRコードを掲載しています。

「若者向け情報サイト」では、人気お笑い芸人が消費者トラブルを分かりやすく解説するコントや、消費生活クイズを紹介しています。

「理解度チェック」では、本リーフレットの内容が理解できたかをチェックすることができます。

是非、アクセスして挑戦してみましょう!